議案第 7 号

事務分掌条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

業務分担の見直しにより、事務分掌条例の改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

事務分掌条例の一部を改正する条例

事務分掌条例(昭和50年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条総合政策部の項第9号中「、公聴」を削り、同条総務部の項中第10号を第11号 とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 公聴に関すること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

事務分掌条例(昭和50年条例第16号)の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
(事務分掌)	(事務分掌)
第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。	第3条 部の事務分掌は、次のとおりとする。
総合政策部	総合政策部
(1) ~ (8) (略)	(1) ~ (8) (略)
(9) 広報に関すること。	(9) 広報 <u>、公聴</u> に関すること。
$(10) \sim (15)$ (略)	(10) ~ (15) (略)
総務部	総務部
(1) ~ (9) (略)	(1) ~ (9) (略)
<u>(10)</u> <u>公聴に関すること。</u>	
_(11) (略)	<u>(10)</u> <u>(略)</u>
住民部~都市整備部 (略)	住民部~都市整備部 (略)